

## 公立大学法人横浜市立大学職員兼業事務取扱い要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員兼業規程(平成17年4月1日)第5章第22条の規定に基づき、兼業許可事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (兼業の手続)

第2条 職員は、兼業の承認を受けようとするときは、兼業の承認を受けようとする日の2週間前までに承認権者に願い出て、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に願い出ることができなかった場合には、速やかにその理由書を添付して手続きを行わなければならない。

2 前項の規定による兼業の願出は兼業許可申請書(様式1～2)にその事由を記載して提出しなければならない。

3 兼業許可申請書の様式1～2は以下のとおりとする。

様式1 教員用

様式2 職員(教員以外)用

2-① 職員(八景・鶴見・木原)

2-② 職員(福浦キャンパス)

2-③ 職員(病院)

### 附則

1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。